

生衛業経営の皆様と生衛組合の活動を支援する基本法



生衛法は、昭和32年に制定・施行
平成29年に法施行60周年を迎えました

指導センターは生衛組合を支援します

～11月は「生衛組合活動推進月間」です～

生衛法に基づき設立される「生衛組合」は、兵庫県では、平成29年から30年にかけて、多くの組合が創立60周年を迎えました。

指導センターは、生衛組合が実施する「推進月間」を全国的に支援しています。

《推進月間のねらい》

- ① 組合の活動の意義や地域で果たしている役割の再認識
- ② 組合活動の基盤強化
- ③ 組合のネットワークの強化

生衛法の成り立ち



※生衛法…生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年当時の名称は「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」)

生衛組合の意義と活動



生衛法の制定で業種ごとに、各都道府県に1つ営業者の自主的組織として**同業組合**の設立が認められました

生活衛生関係営業 (生衛業) 17 業種

理容・美容・興行場・クリーニング・公衆浴場・旅館ホテル・簡易宿所・めん類・すし・喫茶・中華料理・社交・料理・一般飲食・食肉・食鳥肉・氷雪

①

当時の生衛業は市中銀行からの資金借入れは容易でなかった

組合の度重なる要求活動で**生衛業のための金融公庫**もできました

昭和42年

④

組合の行動力の成果です

生衛法は**昭和54年の大改正**で、**生衛業の振興と消費者保護**が法律の目的に追加されました。**指導センター**が新たに設立され、**生衛組合をサポート**することになりました

⑤

昭和32年～33年にかけて各地で続々組合が設立され**組合加入率は90%以上**でした。各組合の**全国連合会**も誕生しました

②

生衛組合は、地域の安全・安心の確保、地域の高齢化対応など**社会貢献活動**も実施しています

「地域の健康づくり応援」「防日外国人の受け入れ体制の整備」「地元行政と災害地域協定の締結」など

⑥

理容店 美容室

月曜日 定休日

火曜日 定休日

生衛法制定で、組合は対外交渉力が強くなり、生衛業者の社会的地位も向上しました

③

当時、生衛組合は、衛生水準の向上と生衛業の経営の安定を回すことを目的に、料金や営業方法(休日、営業時間)に関する措置を実施することができた

生衛組合は地域の衛生水準の向上に貢献しているんだ皆さん! 組合に加入して地域を守りましょう!

組合には、どなたでも加入でき、加入すると様々なメリットがあります!

⑦

生衛組合は、組合員への支援活動だけでなく、業界や地域を守る活動を実施しています。

生衛組合は、組合員一人一人の力を合わせて、生衛業の振興や地域を守るため活動しています

- ・ 交際費課税の損金算入制度の特例措置延長 (消費の拡大で経済活性化)
- ・ 消費税の軽減税率の対象範囲拡大等の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- ・ 受動喫煙防止対策の適用基準緩和の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- ・ 民泊の条例規制上乗せ等の要望活動実施により地域の生活環境と住民の安全安心を確保
- ・ 超高齢社会に向けた訪問理美容の拡大など市町村が行う地域包括ケアシステムへの参画
- ・ 大規模災害時に備え、地域の行政と災害時支援協定の締結
- ・ 住民生活に不可欠な生衛業を地域に存続させるための後継者育成事業の実施 等

こうした活動の実施には多くの組合員の皆様の支えが必要です。組合加入は、地域経済を支え、超高齢社会における地域社会の暮らし、豊かな国民生活にも、間接的に貢献していることとなります。